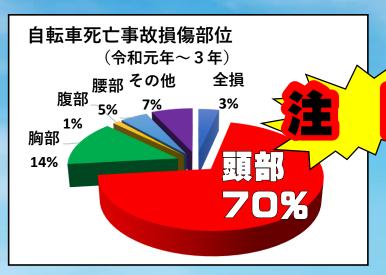
交通安全情報



警視庁交诵部

自転車に乗るときは大人も、子どもも



ヘルメット着用状況別の 0.27% 致死率 (令和元年~3年) 0.12% 着用 非着用

幼児同乗用自転車に乗る時・



保護者が 自転車に乗る時・・



かぶっていますか?かぶらせていますか?

自転車事故の現状を踏まえ、道路交通法が改正され、2023年4月1日から自転車利用者はヘルメットの着用に努めなければなりません。(道路交通法第63条の11) あなたのため、大切なご家族のため、みんなでヘルメットを着用しましょう!

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!



TOKYO SAFETY ACTION



